

1. 水防法改正 洪水浸水想定区域の指定に係る河川拡大等（P 1）

指定対象が拡大されたことにより、新たな洪水浸水想定区域の指定や浸水深等の変更が生じるため、**市町村のハザードマップの作成、見直し（更新）が必要**です。交付金等を活用し、**迅速な作成、更新**をお願いします。

2. 水防法改正 要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置の見直し（P 2）

洪水浸水想定区域の指定対象拡大により新たに対象となった施設についても避難確保計画の作成を促すとともに、既対象施設も含めて**適切な助言及び訓練の実施促進**をお願いします。

3. 都市計画法及び都市再生特別措置法の改正 安全まちづくり関係（P 3）

災害ハザードエリアにおける開発抑制について、令和4年4月1日から施行となり、**災害リスクの高いエリアにおける開発行為・建築行為が規制**されます。

4. 洪水予測の高度化（P 4）

令和3年出水期から、国管理の洪水予報河川全てで、**洪水予報の発表の際に6時間先までの水位予測情報の提供**を開始しています。

5. 洪水予報の発表基準変更（P 5）

令和4年6月から、的確な避難指示発令を支援するため、**3時間先までに氾濫危険水位超過が予測される場合は、警戒レベル4相当の氾濫危険情報の発表を行う可能性**があります。

6. 自治体からの派遣要請等に対する排水ポンプ車の派遣について（P6～）

- ①国保有の排水ポンプ車は、従来通り直轄の災害対応で稼働していない場合は貸し出し可能ですが、台数に限りがあるため**必ずしも全ての派遣要請に対応できない場合があります。**
- ②流域治水の観点から、自治体においても**浸水常襲箇所や内水氾濫等への対策強化**をお願いします。
- ③例年、4月1日に当該年度の緊急自然災害防止対策事業の取扱いについて事務連絡（本省→地域河川課→都県政令市→市町村）（P10～）を発出しています。他地整管内では緊急自然災害防止対策事業（P6～9）を活用して、排水ポンプ車を導入した実績が有ります。**詳細は令和4年度事務連絡の発出後、担当窓口にご相談をお願いします。**

7. 水防力向上の取組推進（資料なし）

コロナ禍のため大規模な水防演習・訓練等が中止になっていますが、水害はいつ発生してもおかしくないことから、感染対策を徹底の上、地域・地区単位で水防工法の講習・訓練等、水防力向上の取組を適切に実施いただくようお願いします。

- 現行、大河川である洪水予報河川や水位周知河川について、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域の指定対象とし、避難経路確保やハザードマップ作成等の避難警戒措置を講じているが、令和元年東日本台風等では、それ以外の一級・二級河川において、河川氾濫による人的被害が発生。
- これらの河川についても、洪水浸水想定区域の指定対象とする等、適切な水害リスク情報の提供が必要。

【改正概要】

- ・洪水予報河川又は水位周知河川に加え、**一級河川及び二級河川**（洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川（住宅等の防護対象のある河川））について、**洪水浸水想定区域の指定対象に追加**

（※）同様の考え方により、雨水出水及び高潮についても、浸水想定区域の指定対象を拡大

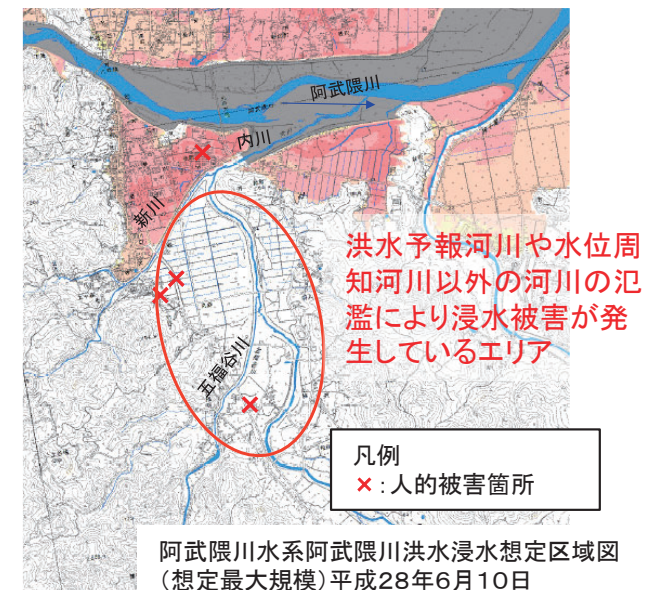
【洪水浸水想定区域の指定対象河川数イメージ】

改正により、1級河川・2級河川約22,000河川のうち、円滑・迅速な避難確保等を図る必要のある河川を指定対象に追加

＜浸水想定区域を設定する河川の目標数＞

（現在）約2,000河川 ⇒ （今後）約17,000河川（2025年度）

区分	洪水浸水想定区域の指定対象河川数 (令和2年7月末時点)		
	洪水予報河川	水位周知河川	計
国管理 1級直轄区間	298	150	448
都道府県管理 1級指定区間、2級河川	129	1,560	1,689
計	427	1,710	2,137



洪水予報河川等以外の中小河川における浸水被害事例(令和元年東日本台風)

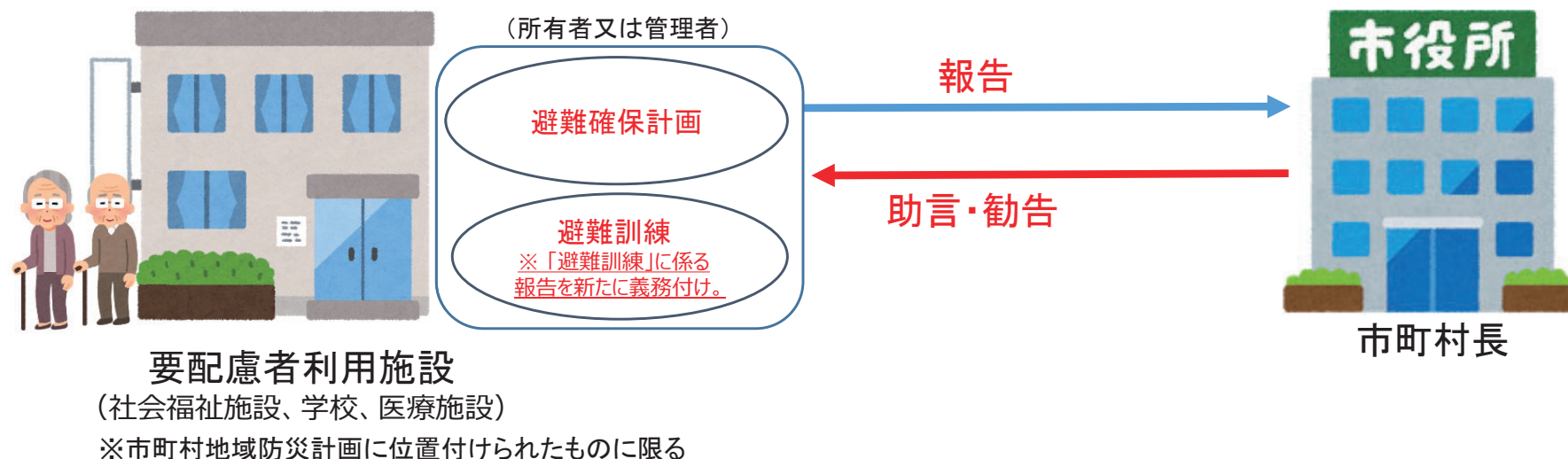
- 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえ、高齢者等の避難困難者が利用する要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練の内容について、市町村による適切性の確認や助言・勧告を通じた避難実効性の確保を図る必要。



【改正概要】

- ・ 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者が作成し、市町村に報告することとされている避難確保措置に関する計画(避難確保計画)について、報告を受けた市町村長による計画内容に係る助言・勧告制度の創設
- ・ 要配慮者利用施設の所有者等の実施義務とされている避難訓練について、市町村長への訓練結果の報告を義務付け、報告を受けた市町村長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設

【要配慮者利用施設の避難確保措置のイメージ】



- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることとしている。
- このうち、災害ハザードエリアにおける開発抑制として、災害レッドゾーンにおける自己業務用施設（社会福祉施設含む）の開発の原則禁止や、市街化調整区域の浸水ハザードエリア等における住宅等（社会福祉施設含む）の開発許可の厳格化等の措置を講じることとしている。

◆災害ハザードエリアにおける開発抑制

(開発許可の見直し)

令和4年4月1日施行

<災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<浸水ハザードエリア等>

-**市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策を許可の条件とする）

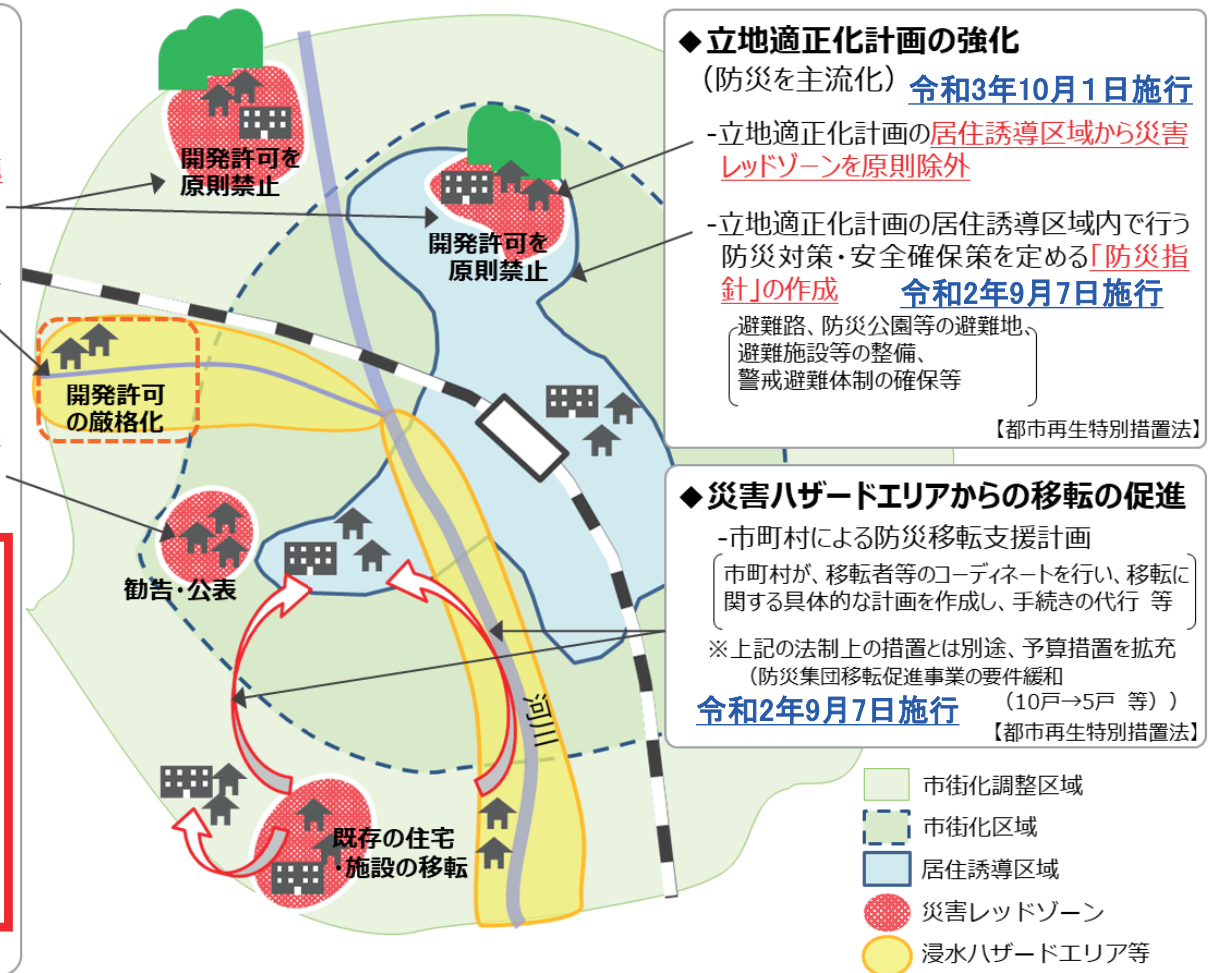
(開発許可の対象とならない小規模な住宅等の開発に対する勧告・公表)

-災害レッドゾーン内での住宅等の開発*について**勧告に従わない場合は公表**できることとする

* 3戸以上又は1000㎡以上の住宅等の開発で開発許可の対象とならないもの

区域	対応
災害レッドゾーン ・災害危険区域（崖崩れ、出水等） ・土砂災害特別警戒区域 ・地すべり防止区域 ・急傾斜地崩壊危険区域	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を 原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域 開発許可の 厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】



◆立地適正化計画の強化

(防災を主流化) 令和3年10月1日施行

-立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外**

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「**防災指針**」の作成 令和2年9月7日施行

避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等

【都市再生特別措置法】

◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転支援計画
 市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

令和2年9月7日施行 【都市再生特別措置法】

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等

目指す姿

洪水予測の高度化による災害対応や避難行動等の支援

概要

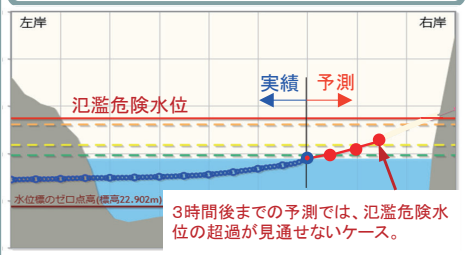
- 令和3年出水期から、国管理の洪水予報河川すべてで、洪水予報の発表の際に6時間先までの水位予測情報の提供を開始。
- 一級水系では、国が中心となり水系・流域が一体となった洪水予測による精度向上や、これに伴う新たな支川等の予測情報の提供に取り組むとともに、主要な河川において、長時間先の幅をもった水位予測情報を提供することにより、河川の増水・氾濫の際の災害対応や住民避難を促進。

Before

洪水予報では、3時間先までの水位予測情報を提供

国管理の洪水予報河川では、洪水予報の発表の際に、3時間先までの水位予測情報を提供しているところ。

3時間先までの水位予測情報の提供(イメージ)

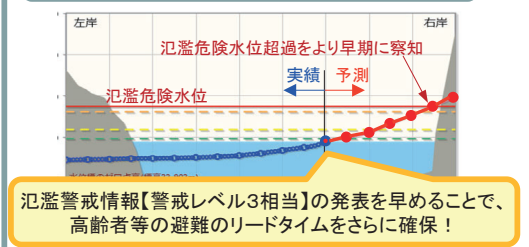


After

洪水予報で6時間先までの水位予測情報を提供 実装済

令和3年の出水期から、すべての国管理の洪水予報河川で、水位予測に観測水位を同化させ精度の向上を図った予測モデルに基づき、6時間先までの水位予測情報を提供。

6時間先までの水位予測情報の提供(イメージ)

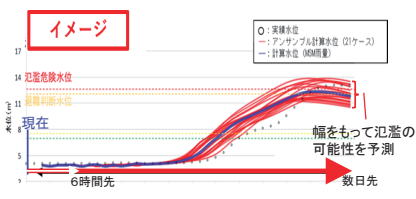
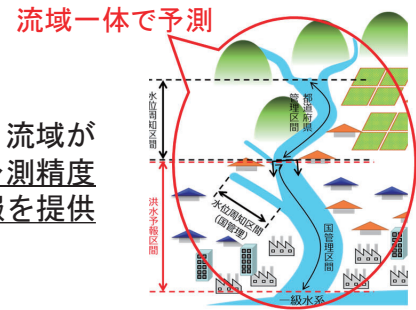


水系・流域が一体となった洪水予測情報の提供

一級水系では国が中心となり、水系・流域が一体となった洪水予測を行うことで、予測精度の向上のほか、新たに支川等の予測情報を提供することで防災対応や避難を支援。

数日先の氾濫の可能性の提供 (長時間先の水位予測)

現在、6時間先まで提供している水位予測情報について、不確実性の高い長時間先の水位予測を複数のケースにより幅をもって示すことで、数日先の氾濫の可能性の情報を提供し、防災対応の準備のほか、特にリードタイムが必要となる広域避難等の判断を支援。



令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
6時間先水位予測情報	中小河川の水位予測技術の開発		水位予測情報の提供可能河川の拡大	
1日半先の試験運用開始		長時間先水位予測情報の対象拡大及び更なる長時間化の技術開発・実装		

洪水予報の発表基準変更

目指す姿

急激な水位上昇の際にあっても、的確なタイミングでの避難指示発令を支援する

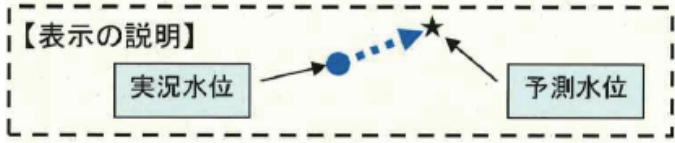
概要

○洪水予報発表基準の変更

⇒ 氾濫危険水位到達前であっても警戒レベル4相当の氾濫危険情報の発表が実施可能に

○洪水予報文の変更

⇒ 水位予測グラフの「水位危険度レベル4」の表示方法変更



Before

氾濫危険情報は基準地点において氾濫危険水位に到達したときに発表

43 氾濫危険情報(洪水警報) ※警戒レベル4相当情報

見出し:【警戒レベル4相当情報[洪水]】〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

主文:【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

After

的確な避難指示発令に直結

3時間先までに氾濫危険水位超過が予測される場合は氾濫危険情報の発表が可能に

「氾濫する危険性のある水位」を定め、河川の特徴を踏まえつつ3時間先までこれに到達すると見込まれる場合は、氾濫危険水位到達前であっても警戒レベル4相当の氾濫危険情報を発表できる。

45 氾濫危険情報(洪水警報) ※警戒レベル4相当情報

見出し:【警戒レベル4相当情報[洪水]】〇〇川では、急激な水位の上昇により、氾濫のおそれあり

主文:【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、急激な水位の上昇により、今後、「氾濫危険水位」を超過する見込みです。〇〇川では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

※ 3時間先までの水位予測情報を用いた氾濫危険情報を「3時間より短く設定する場合は、事前に水災害予報センターに連絡願います。

排水ポンプ車を交付対象として位置づけ可能な事業の紹介

令和元年 12月 関東地方整備局作成

1, 社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金が対象となる事業



2, 下水道及び河川事業における排水ポンプ車整備対象事業

(1) 下水道事業の場合

① 基幹事業

社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金

① 下水道浸水被害軽減総合事業

【社会資本整備総合交付金交付要綱 付則第1編 基幹事業イ-7-(2)及び、ロ-7-(2)】

交付要件: 排水ポンプ車は、過去10カ年に一定規模以上の浸水被害がある地域又は、内水シミュレーションにより床上浸水被害が50戸・浸水被害戸数が200戸以上想定される地区での浸水整備のうち、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置つけた場合、**基幹事業として整備**できる。

② 国費率: 基幹事業(排水ポンプ車事業)に対して1/2

② 効果促進事業

社会資本整備総合交付金 防災・安全交付金

① 通常の下水道事業

【社会資本整備総合交付金交付要綱 付則第1編 基幹事業イ-7-(1)及び、ロ-7-(1)】

交付要件: 排水ポンプ車は、交付対象範囲となる雨水管きよの整備を基幹事業に位置つけた場合、**効果促進事業として整備**できる。

② 下水道総合地震対策事業

【社会資本整備総合交付金交付要綱 付則第1編 基幹事業イ-7-(3)及び、ロ-7-(3)】

交付要件: 排水ポンプ車は、DID地域や南海トラフ地震防災対策推進地域等における下水道施設に対する耐震化整備のうち、「下水道総合地震対策計画」に位置つけた整備を基幹事業とした場合、**効果促進事業として整備**できる。

③ 国費率: 対象事業の総事業費20/100が効果促進事業の計上上限額で、計上した事業費の1/2

⑨ 緊急自然災害防止対策事業

- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）と連携しつつ、地方単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、「緊急自然災害防止対策事業債」を創設（事業期間は、令和元・2年度の2か年。ただし、令和2年度までに建設事業に着手した事業は、令和3年度以降も同様の財政措置を講じる。）

対象事業

災害の発生予防・拡大防止を目的として、地方公共団体が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」に基づき地方単独で実施する防災インフラの整備事業

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業と直接関連しないものも対象

【対象施設】 ※赤字は令和元年度からの拡充部分

道路防災（法面・盛土対策・冠水対策等）、治山、砂防、地すべり、河川（護岸、堤防、排水機場等）、林地崩壊、急傾斜地崩壊（市町村分）、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路、安全対策（用水路・ため池の防護柵等））、海岸保全、湛水防除、特殊土壌、地盤沈下対策、港湾・漁港防災、農道・林道防災、都市公園防災

【事業イメージ】



小規模河川の護岸改修



山腹斜面の法面对策



道路の法面对策

充当率・元利償還金に対する交付税措置

緊急自然災害防止対策事業債（**充当率100%**）

元利償還金の70%を地方交付税措置

一般財源

緊急自然災害防止対策事業費の大幅拡充・延長

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が引き続き防災・減災、国土強靱化対策に取り組めるよう、緊急自然災害防止対策事業費について対象事業及び事業費を大幅拡充した上で、事業期間を延長
- 政府を挙げて取り組む流域治水対策等を対象事業に追加し、所要事業費として1,000億円を増額
- 延長期間は、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の期間を踏まえ、5年間とする

【事業期間】

令和3年度～令和7年度

【事業費】

4,000億円（令和2年度：3,000億円）
（対前年度比：+1,000億円増、+3割増）

【地方財政措置】

充当率100%、交付税措置率70%

【対象事業】

1. 流域治水対策に資する地方単独事業を対象事業として拡充

主な拡充内容

■ 現行の対象事業

■ 対象拡充部分

【1級・2級河川】		【ダム】	
10億円以上	4億円以上	10億円以上	1.5億円以上
10億円未満	4億円未満	10億円未満	1.5億円未満
国庫補助要件	国庫補助要件	改良事業	改良事業
河川事業	河川事業	ダム施設改良事業	ダム下流河道保全事業

【支流対策】		【外水氾濫対策】		【内水氾濫対策(下水道)】		【農業水利施設・林道】		【都市公園】	
4億円以上	3,000㎡以上	地域全体の減災計画に位置付けあり	500㎡以上	口径300mm以上	3億円以上	口径300mm以上	(非公共)農:200万円以上 林:40万円以上	(公共)4,000万円以上	3,000万円以上
4億円未満	3,000㎡未満	地域全体の減災計画に位置付けなし	500㎡未満	口径300mm未満	3億円未満	口径300mm未満	(非公共)農:200万円未満 林:40万円未満	(公共)4,000万円未満	3,000万円未満
国庫補助要件	国庫補助要件	国庫補助要件	国庫補助要件	国庫補助要件	国庫補助要件	国庫補助要件	国庫補助要件	国庫補助要件	国庫補助要件
普通河川	溜め地の整備	二線堤の築造	雨水貯留浸透施設の整備	雨水公共下水道	都市下水道	公共下水道(管理を除く)林道	農業水利施設(右記以外)・農業用ため池	豪雨対策	都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業

2. 道路防災について、小規模事業に限るとの現行の要件を撤廃した上で、橋梁・道路の洗掘・流失対策を追加

事務連絡
令和3年4月1日

各都道府県河川関係所管課
各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各指定都市河川関係所管課
各指定都市財政担当課
御中

国土交通省水管理・国土保全局治水課
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室
総務省自治財政局調整課
総務省自治財政局地方債課

緊急自然災害防止対策事業債における
河川に係る事業の取扱いについて(周知)

令和3年度地方債同意等基準(令和3年総務省告示第147号)等に定める緊急自然災害防止対策事業債のうち、河川に係る事業(以下「本事業」という。)については、国土交通省と総務省が協調し、下記のとおり取り扱うこととしておりますので、各地方公共団体におかれては、適切に対処されるようお願いいたします。なお、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について、貴都道府県内の市区町村(指定都市除く。)に対しても周知されるようお願いいたします。

記

1 制度概要

(1) 対象施設

護岸、堤防、排水機場、水門、樋門・樋管、ダム等の河川に係る施設及び河道

(2) 対象事業

① 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業(国庫補助の要件を満たさない事業を対象)。

(国庫補助の要件を満たさない事業の例)

ア 河川(ダムに関する事業を除く。)に関する事業

○河川改修

・ 防災・安全交付金の広域河川改修事業の対象工事とならない総事

業費 10 億円未満の一級河川、二級河川に係る河川改修

- ・ 防災・安全交付金の総合流域防災事業の対象工事とならない総事業費 4 億円未満の準用河川に係る河川改修
- 普通河川に係る河川改修
- 雨水貯留浸透施設の整備
- ・ 防災・安全交付金の流域貯留浸透事業の対象工事とならない 500 m³未満の容量の雨水貯留浸透施設の整備、3,000 m³未満の容量の溜め池の整備
- 二線堤の築造
- ・ 洪水氾濫域減災対策協議会において策定した地域全体の減災計画に位置付けない、二線堤の築造

イ ダムに関する事業

- ダムに係る改良等
- ・ 総事業費が概ね 10 億円未満の洪水吐、ゲート等洪水放流設備及び低水放流設備の改良又は新設、排砂バイパスの設置等による堆砂対策、ダム本体付近の大規模な地山安定工事等、緊急性の高い施設改良等

- ・ 総事業費が概ね 4 億円未満のダム本体、放流設備及びこれに附属する設備、ダム周辺設備（観測設備、通報設備、警報設備等）の改良（ダム周辺設備の新設を含む）及び貯水池周辺（地すべり等）の地山安定のための工事等

- ・ 総事業費が概ね 1.5 億円未満のダム直下の河道改良工事等
- ・ 総事業費が概ね 1.5 億円未満の貯砂ダム等の設置工事等

② 災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方公共団体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業で流域治水プロジェクト又は流域治水計画（※）に位置づけられた以下の事業については、①に関わらず、国庫補助の要件を満たす事業も対象とする。

※ 流域治水プロジェクトを現在策定中（令和 3 年度に策定予定）の水系における事業については、「流域治水プロジェクトの検討状況」、市区町村の事業及び令和 4 年度以降も流域治水プロジェクトの策定が見込まれない水系における事業については、流域の関係者との流域治水に係る協議状況を記載した簡易な計画（「流域治水計画」）を作成することによって流域治水プロジェクトの策定に代えることができるものとする。

ア 河川（ダムに関する事業を除く。）に関する事業

- ・ 流域に関する対策（例：防災・安全交付金の流域貯留浸透事業（雨水貯留浸透施設・溜め池の整備等）、総合流域防災事業（二線堤・移動式排水施設の整備等）等）

- ・ 準用河川に係る河川改修
- ・ 総合流域防災事業 (情報基盤の整備)
- イ ダムに関する事業
 - ・ 総合流域防災事業 (情報基盤の整備)
- (3) 財政措置
充当率 100%、元利償還金に対する交付税措置率 70%
- (4) 事業期間
令和 3 年度から令和 7 年度

2 緊急自然災害防止対策事業債における手続 (別紙参照)

- (1) 施設管理者は、緊急自然災害防止対策事業計画 (本事業分) を、国土交通省に提出する (1 (2) ②については、流域治水プロジェクト又は流域治水計画を添付)。
- (2) 国土交通省は、当該年度の地方単独事業について、1 (2) の対象事業に該当することを確認する。
- (3) 国土交通省は、(2) の確認が完了したときは、施設管理者に連絡する。
- (4) 施設管理者は、(3) の連絡を踏まえ、総務省へ事業に係る起債届出・協議等を行う (総務省においても 1 (2) の対象事業に該当することの確認を行う)。
- (5) 市区町村が実施する場合の (1) ～ (4) の手続については、都道府県を経由して行う。

(お問合せ先)

<事業の実施に関すること>
 (河川に係る事業 (ダム事業を除く))
 国土交通省水管理・国土保全局治水課
 課長補佐 内田、流域治水企画係長 片淵
 TEL:03-5253-8455 (内線 35583)

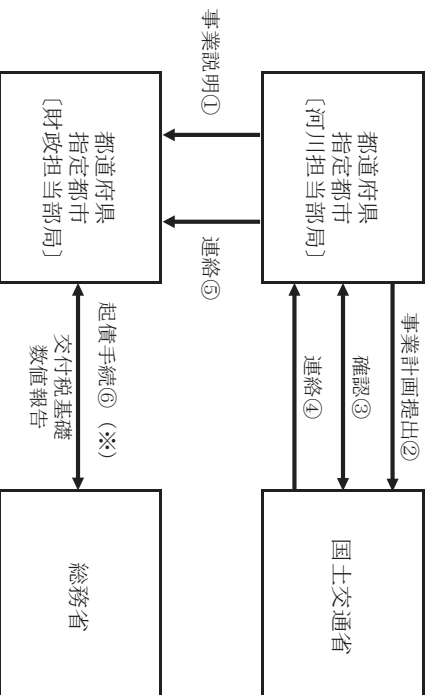
(ダム事業)
 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課流水管理室
 課長補佐 小平、ダム管理係長 中久木
 TEL:03-5253-8449 (内線 35492、35494)

<事業債の制度に関すること>
 総務省自治財政局地方債課 三井
 TEL:03-5253-5629 (直通)

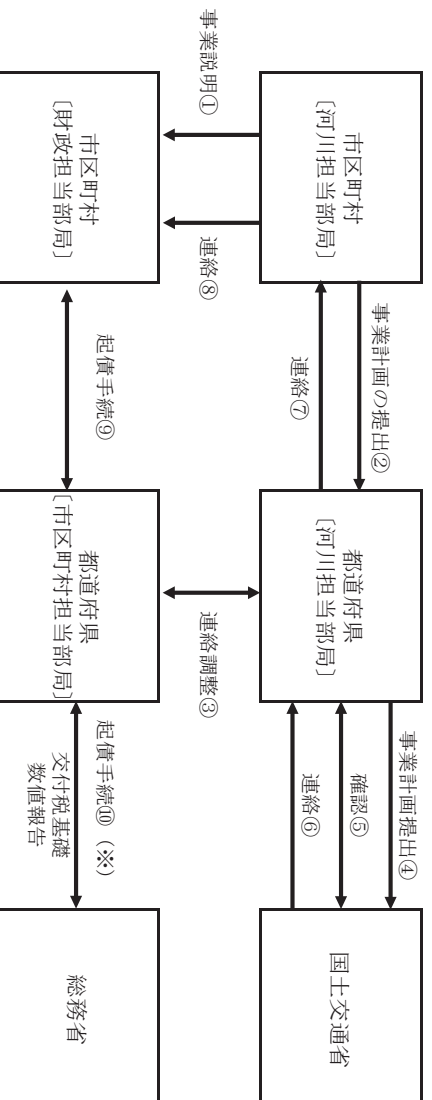
(別紙)

緊急自然災害防止対策事業債における本事業の手続

【都道府県・指定都市が施設管理者の場合】



【市区町村が施設管理者の場合】



(※) 届出を含む